

平成25年7月30日

四日市市上下水道局公告（建設工事）における 「参加資格に関する事項」の取扱いについて

四日市市が発注する建設工事における一般競争入札に関する公告のうち「参加資格に関する事項」については、下記の取扱いによりますので注意してください。

1. 共通事項

- 四日市市入札参加資格者名簿（以下「名簿」とする。）の有効期間は毎年6月1日から翌年の5月31日までとする（追加受付又は業種追加の場合は、登録日から翌年度の5月31日まで）。
- 名簿への追加受付又は業種追加は6月、9月、12月、3月の年4回とする。
- 追加受付又は業種追加を行った場合で、当該業種について格付の範囲内において経営事項審査が受審されていない場合は、追加受付又は業種追加の申請時に提出された経営事項審査結果通知書の値で名簿に登載するものとする。
- 参加資格に関する事項の取扱いについては原則下記の通りとするが、公告において別に定めのある場合は公告の通りとする。

2. 個別事項

1. 業 種

名簿に当該業種で登載されている者を対象とする。

2. 対象ランク又は総合点

対象ランクは土木一式・建築一式・ほ装については名簿に記載された格付に従うものとする。

格付は市内本店業者を対象として行うものとし、経営事項審査結果通知書の総合評定値に工事成績評点等の主観点数を加えた総合点に基づくほか、完成工事高、技術者数、建設業許可区分を勘案して行います。

例えば、今年度名簿で格付に用いる経営事項審査結果通知書の範囲は、平成25年度名簿については審査基準日が平成23年10月1日から平成24年9月30日までのものとします。なお、名簿の有効期間内に格付の変更は行いません。

総合点は、市内本店業者については格付に用いるのと同じ範囲の経営事項審査結果通知書の総合評定値に工事成績評点等の主観点数を加えたものとする。市外本店業者については格付に用いるのと同じ範囲で受審した経営事項審査結果通知書に記載されている総合評定値とする。

3. 完成工事高

完成工事高は格付に用いるのと同じ範囲で受審した経営事項審査結果通知書に記載されている完成工事高の「2年又は3年平均」の値とする。

4. 建設業の許可

建設業の許可は、名簿に登載されている許可区分とする。名簿の有効期間内に許可区分の変更が届けられた場合については、名簿への登録日以降に公告されたものから新たな許可区分での参加ができるものとする。

5. 住所要件

届出のあった現住所によるものとする。ただし名簿の有効期間中に住所の移動があった場合は、名簿への登録日までは旧住所での参加とし、登録日を越えた日から新住所での参加とする。

6. 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者

市内本店業者については四日市市技術職員名簿に登載されている者とする。ただし公告において特に定めのある場合は公告のとおりとする。詳細な取扱いについては別掲の「建設工事配置技術者の取扱いについて」のとおりとする。